

船橋市消防局会議要綱

制定	平成11年	4月	1日
改正	平成14年	4月	1日
	平成17年	5月16日	
	平成18年	4月	1日
	平成22年	4月	1日
	平成24年	4月	1日
	平成26年	7月31日	
	平成31年	4月	1日
	令和6年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市消防職員服務規程第48条の規定に基づき会議の構成、運営、その他必要な事項を定めるものとする。

(会議の種類)

第2条 会議の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 所属長会議 消防行政運営の基本方針及び重要施策を審議するとともに、各種業務を効率的に推進するため、所属間の調整を行う。
- 二 署幹部会議 消防署管轄区域内における消防業務について審議するとともに、各種業務を効率的に推進するため、当該消防署管轄区域内の調整を行う。
- 三 業務推進委員会 別表に掲げる業務推進委員会の所掌事項について、適宜調査検討を行う。

2 前項第1号及び第3号に規定する会議等の調整を図るとともに、複数の所属間での協議を要する事項を調査検討するため、補佐会議を設置する。

(組織)

第3条 前条に規定する会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所属長会議 所属長以上の職にある者
- 二 署幹部会議 消防署（分署、出張所を含む。）の係長以上の職にある者で署長が指名した者
- 三 業務推進委員会 所属の係長以上の職にある者で所属長が指名した者
- 四 補佐会議 課長補佐の職にある者

(議長)

第4条 各会議の議長は、次に掲げる職にある者とする。

- 一 所属長会議 消防局長
- 二 署幹部会議 消防署長
- 三 業務推進委員会 主管課長
- 四 補佐会議 総務課長補佐

(会議の開催及び招集)

第5条 第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項に規定する会議は、原則として毎月1回開催し、それぞれ議長が招集する。

2 第2条第1項第3号に規定する委員会は、所掌事項のうち、次に掲げるいずれかの事項を検討する際、重要な案件で、かつ、課及び署との協議が必要となる場合に開催するものとし、それぞれ議長が招集する。

- 一 例規の制定、改正及び廃止
- 二 新規事業の実施
- 三 その他議長が必要であると認めたとき

(関係者の出席)

第6条 議長は、会議において、必要に応じて関係者に出席を求めることができる。

(作業部会)

第7条 議長は、会議の議題等に係る特定事項について調査検討するため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(会議の庶務)

第8条 会議の庶務は、次に掲げる所属においてこれを行う。

- 一 所属長会議 総務課
- 二 署幹部会議 消防署
- 三 業務推進委員会 主管課
- 四 補佐会議 総務課

(議題の提出)

第9条 会議を構成する者(以下「構成員」という。)は、付議する議題があるときは、会議の三日前までに議長に提出するものとする。

(構成員の事故)

第10条 構成員が事故のため会議に出席できないときは、会議を開催する日の前日までに、第8条に規定された所属に連絡するものとする。

2 構成員に事故があったときは、当該所属長が指名する者に代理出席させることができる。

(会議の記録及び結果の通知)

第11条 第8条に規定された所属は、会議について、その要旨を記録し、保管しなければならない。

2 議長は、会議結果について関係のある所属に通知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

別表

委員会名	所 掌 事 項
総務委員会	ア 消防組織制度の改善に関する事。 イ 消防職員の教育研修に関する事。 ウ 消防の勤務制度の改善に関する事。 エ 消防職員の福利厚生に関する事。 オ その他総務事務に関する事。
財務委員会	ア 消防予算に関する事。 イ 公有財産に関する事。 ウ その他財務業務に関する事。
予防委員会	ア 防火対象物の火災及び人命危険の予防措置に関する事。 イ 予防業務並びに技術の研究改善に関する事。 ウ 予防査察に関する事。 エ 危険物火災予防に関する事。 オ 消防広報及び公聴に関する事。 カ 火災予防運動に関する事。 キ その他予防業務に関する事。
警防委員会	ア 警防技術の研究改善に関する事。 イ 各種災害警防対策に関する事。 ウ 消防水利に関する事。 エ 特殊災害防ぎょに関する事。 オ 救助技術に関する事。 カ 消防機械器具の機材、運用技術、整備等に関する事。 キ 消防隊員の個人装備に関する事。 ク その他警防業務に関する事。 ケ 消防団に関する事。
指揮指令委員会	ア 火災原因調査に関する事。 イ 消防通信の運用に関する事。 ウ 支援情報に関する事。 エ その他指令業務に関する事。
救急委員会	ア 救急業務体制に関する事。 イ 救急隊員の教育訓練に関する事。 ウ 市民に対する応急手当の普及啓発に関する事。 エ 医療機関との連携に関する事。 オ その他救急業務に関する事。